

In depth

A look at current financial reporting issues



No. US2015-02
February 3, 2015

FASBが非公開企業に対して無形資産に関する救済措置を提供

目次

主な規定	1
顧客関連の無形資産	1
競業避止契約	3
開示	4
次のステップ	4

要点

米国財務会計基準審議会 (FASB) は、2014 年 12 月 23 日、企業結合において取得した無形資産の非公開企業による会計処理を簡素化する新ガイダンスを公表しました。この新ガイダンスは、非公開企業に対し、(a) 顧客関連の無形資産 (他の業務上の資産から独立して売却またはライセンス供与できる場合を除く)、ならびに (b) 競業避止契約について、のれんから分離して認識および測定しないという選択肢を提供するものです。その場合、これらの無形資産の価値はのれんの一部に含まれることとなります。この新ガイダンスは、財務諸表がまだ発行されていない期間であればいつでも選択可能です。また、無形資産に対してこの新ガイダンスを選択する非公開企業は、のれんの償却に関する代替的会計処理も適用しなければなりません。

主な規定

.1 企業結合会計の基本的な考えは、識別可能な無形資産を、のれんから分離して公正価値で認識および測定することです。顧客との契約、顧客関係、および競業避止契約については、取得した事業の他の資産から分離して売却またはライセンス供与することができない場合であっても、通常、識別可能な無形資産とみなされ、のれんから分離して認識されます。

.2 新ガイダンスでは、非公開企業である取得企業は、取得した (a) 顧客関連の無形資産 (取得した事業の他の資産から独立して売却またはライセンス供与できる場合を除く)、ならびに (b) 競業避止契約について、認識および測定を行わない会計方針を選択することができます。非公開企業は、他の資産から独立して売却またはライセンス供与できる顧客関連の無形資産については、他のすべての識別可能な無形資産 (商号など) と同様、引き続き分離して認識および測定することになります。

顧客関連の無形資産

.3 取得した顧客との契約および顧客関係のほとんどは、取得した事業の他の資産から独立して売却またはライセンス供与できないため、新ガイダンスを選択する非公開企業が顧客関連の無形資産をのれんから分離して認識および測定することはより少ないといえます。新ガイダンスにより認識されなくなる顧客関連の無形資産には、(契約期間、解約可能性、または他の条件に関係なく) 譲渡不能な顧客との契約、および (未履行契約の有無に関係なく) 譲渡不能な顧客関係が含まれます。引き続き分離して認識される顧客関連の無形資産には、顧客リストや顧客情報 (売買可能な契約情報など)、モーゲージ・サービシング権、商品供給契約、およびコア預金などが含まれます。

PwCの見解

ほとんどの企業は、明示的な顧客の同意がなければ、権利、義務、または顧客との関係を容易に第三者に譲渡することはできません。顧客の同意が必要でない場合でも、顧客との契約や顧客関係は、通常、事業における他の資産から独立して売却されません。そのため、新ガイダンスにより、非公開企業は、ほとんどの顧客との契約および顧客関係をのれんから分離して認識しないことが認められることになるといえます。

設例1 — 設備の製造・保守事業の取得

事例: 設備の製造・保守事業を営む非公開企業の A 社は、企業結合において B 社を取得しました。B 社の業種は、A 社と同じです。B 社は、通常、注文書を通じて顧客と取引を行っています。また B 社は、ある顧客と 5 年間の設備保守に係る契約を有しています。注文書は譲渡不可(すなわち、B 社が履行しなければならぬ)とされており、5 年間のサービス契約は顧客の同意がなければ第三者に譲渡することはできません。A 社は無形資産について、非公開企業に対する新ガイダンスを選択しています。

新ガイダンスにおいて、A 社は B 社の顧客関連の無形資産を分離して認識および測定する必要があるでしょうか。

解説: いいえ。注文書および保守契約から生じる取得した顧客関係は、取得した事業の他の資産と独立して売却することはできません。基本的に、これらの無形資産の価値はのれんの一部に含まれることとなります。

A 社が新ガイダンスを選択していなかった場合、A 社は顧客関連の無形資産をのれんから分離して、取得日時点の公正価値で個別に認識する必要があったといえます。

4 この新ガイダンスは、顧客情報(顧客リストと呼ばれる場合が多い)を独立して売却または交換できるような業種にはそれほど影響がない可能性があります。そのような場合、顧客リストは引き続き、のれんから分離して認識および測定されることとなります。

設例2 — オンライン・アパレル事業の取得

事例: アパレル事業を営む非公開企業の C 社は、オンライン・アパレル事業を営む D 社を取得しました。取得した事業には、D 社の商号、技術、および顧客リストを含む識別可能な無形資産が含まれます。顧客リストには、顧客名、連絡先情報、および注文履歴など、D 社の得意先に関する既知情報が含まれています。一部の得意先は自らの情報を第三者に売却することに同意しましたが、他の得意先は同意していません。D 社は、すべての得意先と定期的に連絡をとっています。C 社は無形資産について、非公開企業に対する新ガイダンスの適用を選択しています。

取得した事業に顧客関連の無形資産が含まれる場合、C 社は当該無形資産をのれんから分離して認識および測定する必要があるでしょうか。

解説: C 社は、商号や技術などの無形資産に加え、分離して売却または交換可能な D 社の顧客リスト(すなわち、譲渡の同意を得た顧客に関する情報)を個別の無形資産として公正価値で認識および測定する必要があります。通常、顧客リストの予想販売価格が関連する無形資産の公正価値に近似することとなります。売却できない顧客情報は、顧客の同意の欠如または他の制限にかかわらず、のれんから分離して認識および測定されないこととなります。

C 社が新ガイダンスを選択していなかった場合、C 社は顧客リストに加え、得意先へのアパレル商品の販売から将来キャッシュ・フローを生成する能力についても無形資産(すなわち、顧客関係の無形資産)を

認識および測定することになっていたといえます。しかし、新ガイダンスの選択時には、C社は、当該顧客関係の無形資産を独立して売却または譲渡できないため、当該無形資産をのれんから分離して認識することはしないことになります。

PwCの見解

現在、企業が取得した無形資産を測定する際に、同一の顧客グループに関連する顧客関係と顧客リストとを区別しない場合が多いです。すなわち、多くの場合、両方について単一の無形資産を認識しています。顧客関係は、顧客リストとは異なり、他の資産と独立して売却できないため、新ガイダンスを選択している非公開企業は、顧客関係とは分離して、顧客リストの認識とその公正価値を検討する必要がある可能性があります。

.5 新ガイダンスは、不利な顧客との契約（例えば、契約期間にわたり収益を超過するコストが予想される顧客との契約）を引き続き負債として公正価値で認識する必要があると述べています。ただし、顧客との契約が市場と比較して不利な一定の条件を有する場合であっても、顧客との契約の全体的な価値は純資産のポジションである可能性があります。その場合、新ガイダンスを選択している非公開企業は、顧客との契約に係る無形資産または不利な契約に係る負債のいずれも認識しないことになります。

.6 取得した契約資産（会計基準コーディフィケーション(ASC)606「顧客との契約から生じる収益」で定義）は、取得日前に譲渡されている財またはサービスとの交換による対価を受け取る権利を示しており、最終的には受取債権として組み替えられることになるため、新ガイダンスは契約資産には適用されません。さらに、リースにも適用されません。そのため、有利および不利なリース契約の条件は、引き続きのれんから分離して認識および測定する必要があります。

競業避止契約

.7 新ガイダンスを選択した非公開企業は、企業結合において取得した競業避止契約をのれんから分離して認識しないことになります。競業避止契約とは、通常、他の当事者（人または事業など）に対して特定の期間に特定の市場で、ある企業と競業することを禁止する法律上の取決めです。この契約は契約上の権利から生じるため、米国会計基準では、この契約をのれんから分離して認識する必要のある識別可能な無形資産とみなしています。新ガイダンスは、非公開企業に対して、競業避止契約をのれんに含めることを認める特有の例外規定を提供しており、それにより公正価値を見積もる必要性を取り除いています。

PwCの見解

新ガイダンスは、企業結合において取得した競業避止契約（例えば、取得日時点で取得した事業とその従業員との間で締結している契約）に適用されます。また、新ガイダンスは、新規の競業避止契約にも、それが企業結合の一部として締結されたと報告企業が判断する場合には、適用されることが意図されています。

新ガイダンスは、企業結合と同時に売手と締結した競業避止契約を企業結合の一部とみなすべきか、別個の取引とみなすべきかの判断に際して現在存在する実務上の不統一を解決するものではありません。

開示

.8 新ガイダンスは、追加的な開示の要求事項を導入していません。ASC805 の既存の開示に係る要求事項が、引き続き新ガイダンスを選択している非公開企業に適用されます。これらの開示には、分離して認識することが適格ではない無形資産に関する定性的説明が含まれます。そのため、非公開企業は特定の無形資産の公正価値を決定する必要はありませんが、取得したすべての無形資産の性質を、財務諸表の注記で説明する必要があります。

次のステップ

.9 新ガイダンスは、公開会社および非営利企業を除くすべての企業について適用可能であり、また、企業が以下の適格取引のいずれかの結果として、無形資産の認識、もしくは無形資産の公正価値の検討が要求されている場合に適用されます。

- a. Topic 805 に基づく企業結合
- b. 取得した無形資産に関する Topic 323 に基づく持分法による投資先への投資（投資者の投資簿価と投資先の純資産との差額を評価する場合）
- c. 組織再編のための Topic 852 に基づくフレッシュ・スタート・レポーティング

.10 非公開企業は、新ガイダンスの公表前に取引が発生した場合であっても、財務諸表がまだ発行できる状態でない期間であればいつでも、発生した最初の適格取引に対して新ガイダンスを選択し適用することができます。例えば、2014 年 12 月期の年次財務諸表を作成している（および、2014 年度に中間財務諸表を発行していない）12 月決算の非公開企業は、2014 年の最初の適格取引（例えば、2014 年 1 月に完了した企業結合）に対して新ガイダンスの適用の開始を選択できます。

.11 新ガイダンスを早期に適用しないことを選択する非公開企業は、2015 年 12 月 15 日後に開始する事業年度において発生する最初の適格取引に対して新ガイダンスの適用（または、適用しないこと）を選択しなければなりません。つまり、12 月決算の非公開企業は、2016 年 12 月期の財務諸表を発行する前にこの選択をしなければなりません。12 月決算の非公開企業は、2016 年に適格取引がない場合は、2016 年 12 月後の最初の適格取引の発生時に新ガイダンスの適用（または、適用しないこと）を選択しなければなりません。その後の期間（最初の適格取引の発生後）に新ガイダンスを選択する場合には、会計方針の変更とみなされることになり、より望ましい方針であることを示すことが必要となり、また、新ガイダンスの発効日時点で遡及して適用されます。

.12 顧客関連の無形資産および競業避止契約に係る無形資産のうち、新ガイダンスの適用年度前の過去に発行された財務諸表で認識されているものは、新ガイダンスによる影響は受けず、のれんに含める必要はありません。

.13 無形資産について新ガイダンス（無形資産の代替的会計処理）を選択する非公開企業は、のれんの代替的会計処理（ASU 2014-2）も適用しなければなりません。のれんの代替的会計処理は、10 年間までの期間にわたってのれんを償却することを求めており、簡素化した減損アプローチを導入しています。ただし、それと反対の場合は取扱いが異なります。すなわち、のれんの代替的会計処理を選択する非公開企業は、無形資産の代替的会計処理の適用を選択することはできますが、それを適用する必要はありません。

PwC の見解

両方の代替的会計処理を適用しているほとんどの非公開企業は、のれんの償却に対する要求事項により、取得後の事業年度においてより大きな償却費（また、より小さい当期純利益）を認識することになると予想されます。いずれの代替的会計処理も、EBITDA（金利・税金・償却前利益）などの償却前利益の測定に影響を及ぼすことはないといえます。新ガイダンスの適用を検討している非公開企業は、のれんと無形資産の代替的会計処理を合わせて財務諸表に与える影響を評価する必要があります。

.14 経営者は、非公開企業に対するいかなる代替的会計処理であっても、それらを選択する前に将来の新規株式公開または他の公開会社への企業（もしくは、その企業の重要な所有持分）の売却の可能性を検討する必要があります。米国証券取引委員会（SEC）スタッフは、非公開企業としての企業のステータスに関するいかなる変更（例えば、新規株式公開によるもの）、または、財務報告の要求事項に対するいかなる変更（例えば、重要な子会社である場合に関連する SEC 規制 S-X Rule 3-05 の要求事項を順守しなければならなくなったこと）が生じた場合であっても、代替的会計処理を選択したすべての非公開企業に対して、当該代替的会計処理を遡及的に取消すことを求めると示唆しています。

質問

本資料に関して質問があるPwCのクライアントの方は、担当のエンゲージメント・パートナーまでお問い合わせください。本資料に関して質問があるエンゲージメント・チームは、National Professional Services Groupの企業結合チーム(1-973-236-7801)までお問い合わせください。

© 2015 PwC. All rights reserved. PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.
This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.
To access additional content on financial reporting issues, visit www.cfodirect.pwc.com, PwC's online resource for financial executives.